

～平成 30 年税制改正大綱～

昨年 12 月に税制改正大綱が公表されましたので、代表的なものを今回は紹介いたします。

1. 給与所得控除の見直し

以下のように控除額が引き下げられることとなりました。

平成31年12月まで		平成32年1月以降	
給与等の収入金額	給与所得控除額	給与等の収入金額	給与所得控除額
1,800,000円以下	収入金額×40% (650,000円に満たない場合には650,000円)	1,625,000円以下	550,000円
1,800,000円超 3,600,000円以下	収入金額×30% + 180,000円	1,625,000円超 1,800,000円以下	収入金額×40% - 100,000円
3,600,000円超 6,600,000円以下	収入金額×20% + 540,000円	1,800,000円超 3,600,000円以下	収入金額×30% + 80,000円
6,600,000円超 10,000,000円以下	収入金額×10% + 1,200,000円	3,600,000円超 6,600,000円以下	収入金額×20% + 440,000円
10,000,000円超	2,200,000円 (上限)	6,600,000円超 8,500,000円以下	収入金額×10% + 1,100,000円
		8,500,000円超	1,950,000円

2. 基礎控除の見直し制の概要

これまで基礎控除については、要件なく一律に 38 万円の控除を受けられましたが、平成 32 年 1 月以降は以下の通り変更されることとなりました。

合計所得金額	基礎控除額
24,000,000円以下	480,000円
24,000,000円超 24,500,000円以下	320,000円
24,500,000円超 25,000,000円以下	160,000円
25,000,000円超	適用なし

3. 青色申告特別控除の見直し

これまで 65 万円の控除を受けることができましたが、平成 32 年 1 月以降は控除額が 55 万円に改められました。ただし、以下のいずれかの要件を満たす場合は、従来通り 65 万円の控除を受けることができます。

- ① 仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成し、電磁的記録の備付け及び保存を行っていること。
- ② 所得税の確定申告、貸借対照表及び損益計算書の提出を電子情報処理組織(e-Tax)により行うこと。

4. 森林環境税の創設

平成 36 年度から国内に住所を有する個人に対して、年額 1,000 円を個人住民税と共に徴収されることとなりました。

5. 生命保険料、地震保険の電磁的記録による提出

従来、年末調整時に紙媒体で提出していた生命保険料等の控除証明書について、保険料控除等申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提出する場合に、当該控除証明書に記載すべき事項が記録された情報で当該控除証明書の発行者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明が付されたものを、当該申告書に記載すべき事項と併せて電磁的方法により提出することが可能となりました。

当該改正については平成 32 年 10 月 1 日以降提出分より適用されることとなります。

6. 住宅ローン控除申告書の電磁的記録による提出

平成 32 年 10 月 1 日以降、税務署長の承認を受けている給与等の支払者に対し、住宅ローン控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることになりました。

住宅ローン控除申告書を電磁的方法により提供する場合、住宅ローン控除証明書または年末残高証明書に記載すべき事項が記録された情報で当該住宅ローン控除証明書または年末残高証明書の発行者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付与されたものを、住宅ローン特別控除申告書に記載すべき事項と併せて電磁的方法により提出することができます。

7. 支払調書の e-Tax 及び光ディスク等による提出基準の変更

これまで前々年に提出すべきであった支払調書等の枚数が 1,000 枚以上である場合、e-Tax または光ディスク等により提出しなければなりませんでした。平成 33 年 1 月 1 日以後提出すべき支払調書等については、100 枚以上に変更されることとなりました。

平成 31 年中の提出した支払調書の枚数が 100 枚以上(支払調書の種類ごとに判定します。)である場合、平成 33 年 1 月 1 日以後は e-Tax または光ディスク等により提出しなければなりません。

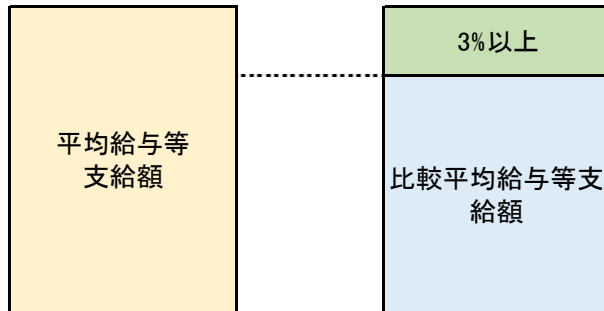
市区町村に提出する給与支払報告書等についても同様の措置が講じられることとなります。

8. 所得拡大促進税制の変更

青色申告法人が、平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、次の要件を満たす場合、給与等支給増加額(雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額)の 15%の税額控除(ただし、税額控除の額は当期の法人税額の 20%が上限。)が適用されることとなりました。

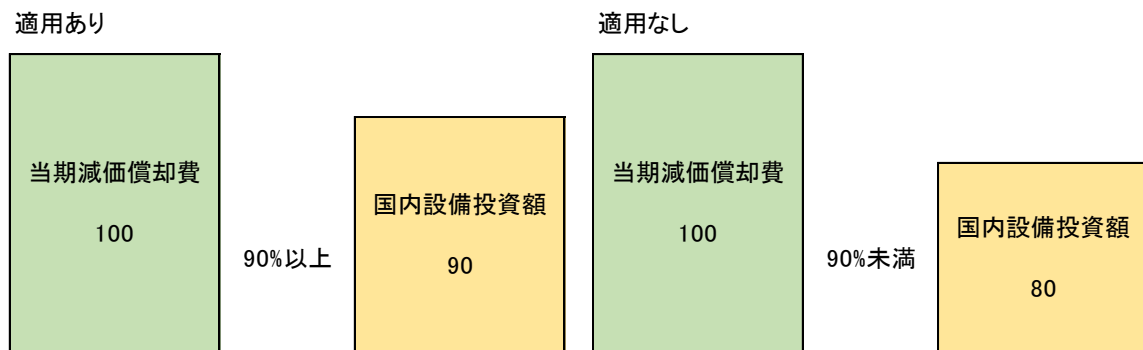
**Tax Consulting Firm EOS
Firm News Vol.37 Feb'18**

- ①平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の比較平均給与等支給額に対する割合が3%(中小企業者等の場合は1.5%)以上であること



- ②国内設備投資額が減価償却費の総額の90%以上であること(中小企業者等の場合当該要件は適用されません)。

(注)国内設備投資額とは、法人が当期において取得等した国内にある減価償却資産となる資産で当期末において保有するものの取得価額の合計額をいい、減価償却費の総額とは、その法人の有する減価償却資産につき当期の償却費として損金経理をした金額をいいます。



上記要件に加えて、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が20%以上である場合は、給与等支給増加額の20%の税額控除となり、中小企業者等に該当する場合は、以下の要件を満たすときは、給与等支給増加額の25%の税額控除ができることとされました。

- ①平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の比較平均給与等支給額に対する割合が2.5%以上であること。
- ②次のいずれかの要件を満たすこと。
- イ 教育訓練費の額の前期の教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上であること。
 - ロ その中小企業者等がその事業年度終了の日までに中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたもので、その経営力向上計画に従って経営力向上が確実に行われたものとして証明がされたこと。

本改正に伴い、継続雇用者の範囲が当期と前期の全期間の各月において給与等の支給額がある雇用者で一定のものを見直されました。よって、当期の退職者や前期の途中で入社した雇用者は含まれないこととなりました。

9. 大法人等の電子申告義務

平成 32 年 4 月 1 日以後開始する事業年度に係る大法人の法人税及び消費税の確定申告書、中間申告書及び修正申告書(法人住民税及び法人事業税申告書も含む。)の提出については e-Tax (eLTAX) による提出が義務化されました。

(注)大法人とは、内国法人のうち事業年度開始の日における資本金の額または出資金の額が 1 億円を超える法人並びに相互会社、投資法人及び特定目的会社をいいます。

また、上記改正に併せて申告書の添付書類については e-Tax または光ディスク等により提出しなければならなくなりました。これらに併せて法人税及び地方法人税の代表者及び経理責任者等の自署押印制度が廃止されることとなりました。

外形標準課税対象法人等が法人税の確定申告書または中間申告書の提出を e-Tax により行い、かつ、これらの申告書に貸借対照表及び損益計算書の添付がある場合、法人事業税の確定申告または中間申告においてもこれらの書類の添付があったものとみなされます。

また、大法人以外の法人税及び地方法人税の確定申告書、中間申告書及び修正申告書等の添付書類の提出については、当該添付書類に記載すべきものとされ、又は記載されている事項を記録した光ディスク等を提出する方法により提供することができることとされました。

10. 法人税における収益の認識時期を明文化

①資産の販売若しくは譲渡又は役務の提供(以下「資産の販売等」という。)に係る収益の額として所得の金額の計算上益金の額に算入する金額は、原則として、その販売若しくは譲渡をした資産の引渡しの際における価額又はその提供をした役務につき通常得べき対価の額に相当する金額とすることを法令上明確化し、この場合において、引渡しの際における価額又は通常得べき対価の額は、貸倒れ又は買戻しの可能性がある場合においても、その可能性がないものとした場合の価額とするとされました。

(注)資産の販売等に係る収益の額を実質的な取引の単位に区分して計上できることとするとともに、値引き及び割戻しについて、客観的に見積もられた金額を収益の額から控除することができることとされる。

②資産の販売等に係る収益の額は、原則として目的物の引渡し又は役務の提供の日の属する事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入することを法令上明確化することとなりました。

③資産の販売等に係る収益の額につき一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って上記②の日に近接する日の属する事業年度の収益の額として経理した場合には、上記②にかかわらず、当該資産の販売等に係る収益の額は、原則として当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入することを法令上明確化することとなりました。

④返品調整引当金制度は、廃止されます。なお、平成 30 年 4 月 1 日において返品調整引当金制度の対象事業を

Tax Consulting Firm EOS Firm News Vol.37 Feb'18

営む法人について、平成 33 年 3 月 31 日までに開始する各事業年度については現行どおりの損金算入限度額による引当てを認めるとともに、平成 33 年 4 月 1 日から平成 42 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度については現行法による損金算入限度額に対して 1 年ごとに 10 分の 1 ずつ縮小した額の引当てを認める等の経過措置を講ずる(所得税についても同様とする。)こととなりました。

- ⑤長期割賦販売等に該当する資産の販売等について延払基準により収益の額及び費用の額を計算する選択制度は、廃止されることとなりました。なお、平成 30 年 4 月 1 日前に長期割賦販売等に該当する資産の販売等を行った法人について、平成 35 年 3 月 31 日までに開始する各事業年度について現行の延払基準により収益の額及び費用の額を計算することができることとするとともに、平成 30 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度において延払基準の適用をやめた場合の繰延割賦利益額を 10 年均等で収益計上する等の経過措置を講ずることとなりました。

11. 国際観光旅客税の創設

①納税義務者

国際観光旅客等(出入国管理及び難民認定法による出国の確認を受けて本邦から出国する観光旅客その他の者をいい、船舶又は航空機の乗員等を除く。)は、国際観光旅客税(仮称)を納める義務を負うこととなりました。

②課税の対象

国際船舶等(本邦と外国との間で観光旅客その他の者の運送の用に供される船舶又は航空機(公用船及び公用機を除く。)をいう。)による本邦からの出国には、国際観光旅客税(仮称)を課され、税額については、出国 1 回につき 1,000 円とされる予定です。

当該税制については、平成 31 年 1 月 7 日以後の出国に適用されることとなります。

本紙に関するお問合せ、税務に関するご相談等は、下記までご連絡くださいませ。

税理士法人 EOS 東京都港区西新橋 1-2-9 日比谷セントラルビル 5 階

TEL: 03-4577-1806 FAX: 03-4577-1898

E-mail: accounting@epcs.co.jp <http://www.epcs.co.jp>

Tax Consulting Firm EOS

Firm News Vol.37

～ We are always at your side ～